

育児休業手当金の「支給期間延長制度」の概要

育児休業手当金は、育児休業の承認を受けて休業する場合に、子が1歳に達するまでの育児休業期間中の所得を保障するための給付です。

また、子が1歳に達する日後の期間において、保育の利用を希望し、入所申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合で、速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等を希望しているものと共済組合が認める場合に限り、最長で当該子が2歳になるまで育児休業手当金の支給を延長することができます。

支給期間の延長に伴う要件や事務手続きは下記のとおりですので、当該制度に該当する場合は必ずご確認ください。

記

1. 要件

速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等を希望しているものと共済組合が認める場合で、具体的には次の(1)から(5)のすべての要件を満たした場合に支給期間延長の対象になります。

(1)	1歳の誕生日の前日までに保育所等への入所申込みを行っている。 → 入所申込みを行おうとしたものの、一定の理由により申込みできなかった場合は、申告書（以下3の(3)）の理由欄に記載してください。一定の理由とは、疾病等により保育体制が整備されない場合等です。
(2)	保育所等の入所希望日は1歳の誕生日以前としている。
(3)	市区町村に対して、入所保留扱いとなることや、育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていない。 → 選考結果次第では育児休業を終了して職場復帰するつもりがあることが読み取れる旨の意思表示は、入所保留を積極的に希望する意思表示には当たりません。
(4)	入所希望の保育所等が合理的な理由なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていない。
(5)	保育所等に入所ができず、保育が行われない（待機児童となった）。 → やむを得ない利用なく保育の利用を辞退した場合を除きます。

2. 支給期間延長分の請求時期

支給期間延長分を請求する場合は、以下3に記載する書類を支給対象月の末日以降、ひと月ごとに毎月請求してください。

例) 5月休業分は5月末日以降(翌月)に所属所を經由して共済組合に提出し、6月10日までに共済組合が受付けた場合は、6月25日に組合員の登録口座に振り込みます。 6月11日以降に受付けた場合は、7月25日に登録口座に振り込みます。
--

3. 提出書類

下記(1)、(2)の書類は請求月ごとに毎月提出が必要です。

下記(3)、(4)の書類は、子が1歳および1歳6か月に達する月分の請求時に(1)、(2)の書類に加えて提出してください。

(1)	育児休業手当金【支給期間延長】請求書 兼 育児休業等掛金免除申出書
(2)	市区町村が発行した「保育所不承諾通知」「入所保留通知」等の写し（請求期間において待機児童であることがわかる書類） → 毎月交付されるよう市区町村に依頼し、毎月提出してください。
(3)	育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書
(4)	市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し → 市区町村に提出したもの全ての写しを提出してください。利用申込書の内容については、必要に応じて市区町村に確認する場合があります。なお、個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、黒塗り等の読取不能処理を行ってください。

4. 支給期間延長請求時の注意点

- ・延長支給期間中は、保育所等への入所申込みを継続して行い、待機状態が引き続いていなければ支給期間の延長は認められません。入所申込みがなされていない期間（月）があった場合は、その月以降、再び待機状態となっても支給することはできません。
特に毎年度4月入所分の申込期間が早く設けられていますので十分注意してください。
- ・承認された育児休業の期間が当初から子の1歳の誕生日以降であっても支給期間延長請求の審査上の問題はありませんが、速やかな職場復帰の意思があることや、復帰の時期等について、事前に所属所長等に相談のうえ、入所申込みを行ってください。
- ・手続きの遅れや、失念等により入所申込みの期限に間に合わず、保育が行われない場合は、特別な事情が認められない限り、支給期間の延長は認められません。
- ・申告書等に偽りがあり不正に受給していた場合や、延長給付期間中に要件を欠いていたことが後から判明した場合は、受給した手当金の返還を命ぜられる場合があります。
- ・育児休業手当金等は、共済組合で書類審査のうえ決定しますので、事前のお問い合わせにより支給決定の可否を回答することはできません。

5. 他の理由で支給期間の延長が認められる場合

- (1) 子の1歳の誕生日以後の期間において、組合員が復職し、組合員に代わって子の養育を行う予定であった配偶者が次のいずれかに該当した場合に支給期間延長の対象となります。

(1)	死亡したとき。
(2)	負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により養育困難な状態になったとき。
(3)	婚姻の解消、その他の事情により当該子と同居しないこととなったとき。
(4)	6週間以内に出産する予定であるかまたは産後8週間を経過しないとき。

- (2) 産前産後休業や介護休業の期間が始まったことにより、当該申出に係る育児休業が終了した場合であって、当該産前産後休業や介護休業の期間が終了するまでに当該休業に係る子や家族の全てが次のいずれかに該当する場合に支給期間延長の対象となります。

(1)	死亡したとき。
(2)	産前産後休業に係る子が養子になる等の事情により組合員と同居しないこととなったとき。
(3)	介護休業に係る家族と組合員との親族関係が消滅したとき。